八　臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。（新設）

九　臨床実習を実施した後に、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。（新設）

十　別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。（新設）

別表第三（第四条関係）

実習	実施させる行為	見学させる行為
呼吸療法関連実習	人工呼吸装置の点検	呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認 呼吸療法に使用する機器及び薬剤の準備 人工呼吸装置の組立 人工呼吸装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更 呼吸療法における監視機器を用いた患者観察 呼吸療法に使用する機器及び物品の消毒並びに使用した物品の廃棄
人工心肺関連実習	人工心肺装置の点検	
補助循環関連実習	補助循環装置の点検	
血液浄化療法関連実習	血液浄化装置の点検	血液浄化療法に使用する機器及び回路、血液浄化療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認 血液浄化療法に使用する機器の準備 血液浄化装置の組立並びに回路の洗浄及び充填 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈又は表在静脈への穿刺及び除去 血液浄化装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更